

新たな防火規制について

杉並区では、震災時の火災による危険性が高い地域及び避難場所の一部について、建築物の耐火性能を強化する、東京都建築安全条例第7条の3による「新たな防火規制」の区域を指定しています。

◆ 指定されている区域

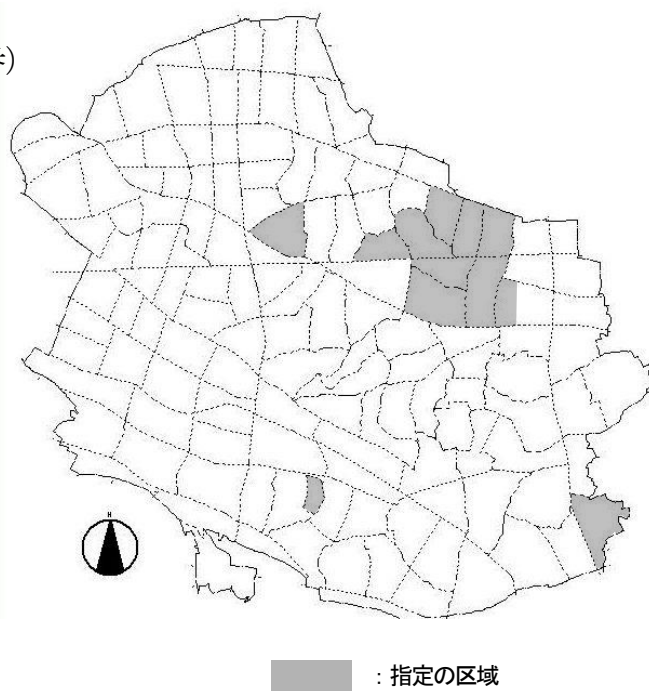
- ・方南一丁目
- ・高円寺南二丁目の一部（15～24番、45～50番）
- ・高円寺南三丁目、高円寺北三・四丁目
- ・阿佐谷南一・二丁目
- ・阿佐谷北一・二・五丁目
- ・天沼三丁目

平成16年6月30日東京都告示第1106号
（平成16年9月1日施行）

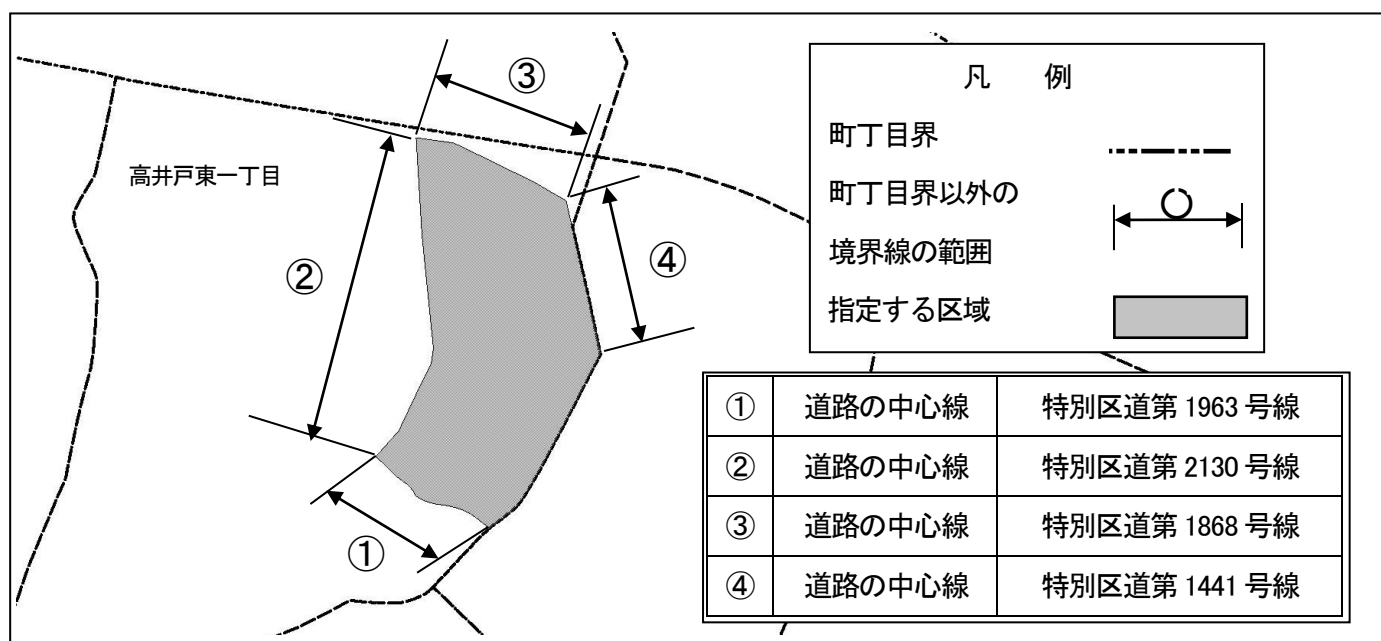
- ・高井戸東一丁目(31番)

※区域については下記拡大図参考

平成18年1月23日東京都告示第53号
（平成18年2月28日施行）



【高井戸東一丁目拡大図】

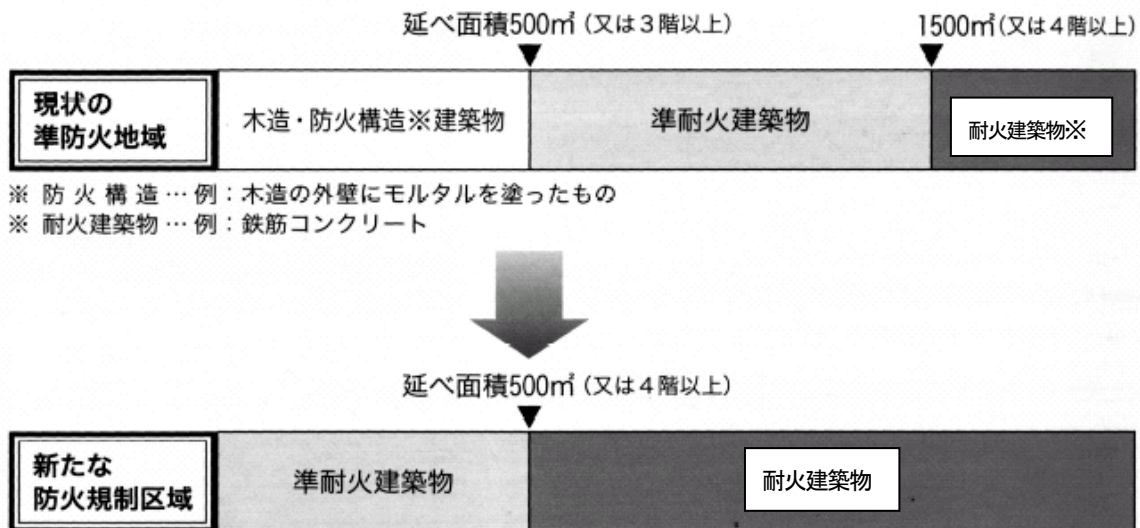


◆ 制度の概要

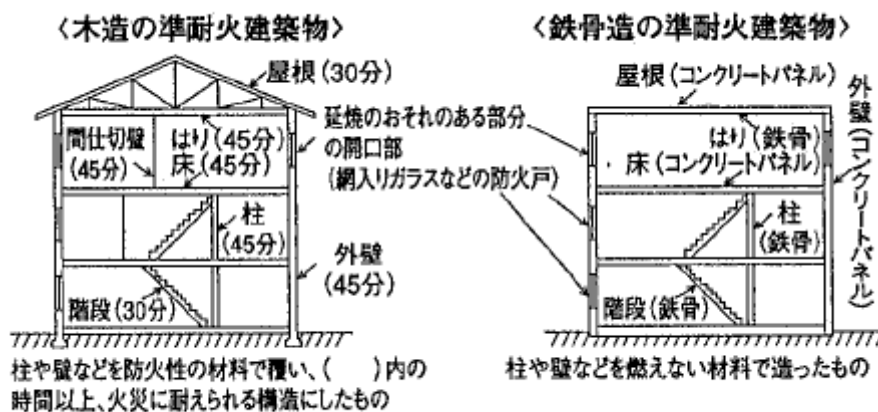
指定区域の準防火地域内において、新築(建て直しを含む)、増改築をする場合

- 原則として、すべての建築物は準耐火建築物以上の性能とします。 ※
- 延べ面積が500㎡を超えるものは、耐火建築物とします。

※ 小規模な付属建築物等には、除外規定があります。



○ 準耐火建築物の断面図 (例)



《図は三階建ですが、二階建でも対象となります》

【問い合わせ先】

杉並区 都市整備部 建築課 審査係 03-3312-2111 (区役所代表)